



令和4年度 建設業講習会

労働安全衛生法令の遵守について



安全専門官 小林千尋



I 災害防止と法令改正

■ 最近の法令制定・改正(建設業に関連性が高いもの)

平成30年(2018年)2月26日告示 クレーン等の過負荷防止装置構造規格等の改正

3t未満の移動式クレーンも、平成31年(2019年)3月1日以降に製造するものは「過負荷を防止するための装置」として荷重計・安全弁以外のもの(過負荷防止装置、過荷重警報装置等)が必要となった。

平成30年(2019年)6月8日公布 労働安全衛生法施行令等の改正

安全帯から墜落制止用器具へ変更。令和4年1月2日からは旧規格の安全帯は使用不可となり、墜落制止用器具は原則フルハーネス型となった。

令和2年(2021年)4月22日公布 労働安全衛生法施行令等の改正

溶接ヒュームを特定化学物質に追加。令和3年(2021年)4月1日からは屋外でのアーク溶接作業等でも防じんマスクが必要となった。

令和2年(2020年)7月1日公布 石綿障害予防規則等改正

令和2年(2020年)10月1日から、「ケイカル板1種」の切断等や「仕上げ塗材」を電動工具で除去する作業の際は、作業場所を隔離し、石綿を含む材料の常時湿潤化が義務化された。

令和4年(2022年)4月1日から、一定規模以上の解体・改修工事を行う場合の事前調査結果等報告が義務化された。

令和5年(2023年)10月1日から、建築物の事前調査等は有資格者に行わせることが必要になる。

いずれも既に起きた事故に対し再発を防止するためという要素が強い

化学物質規制体系の見直し(自律的な管理)

令和4年(2022年)5月31日公布 労働安全衛生規則等の改正

- 危険性・有害性が確認された**全ての物質**に、以下の事項を義務づけ

1. 譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付
2. リスクアセスメントの実施
3. ばく露濃度の管理

ばく露管理値を設定した物質

ばく露濃度を
「ばく露管理値」以下とする義務

ばく露管理値未設定の物質

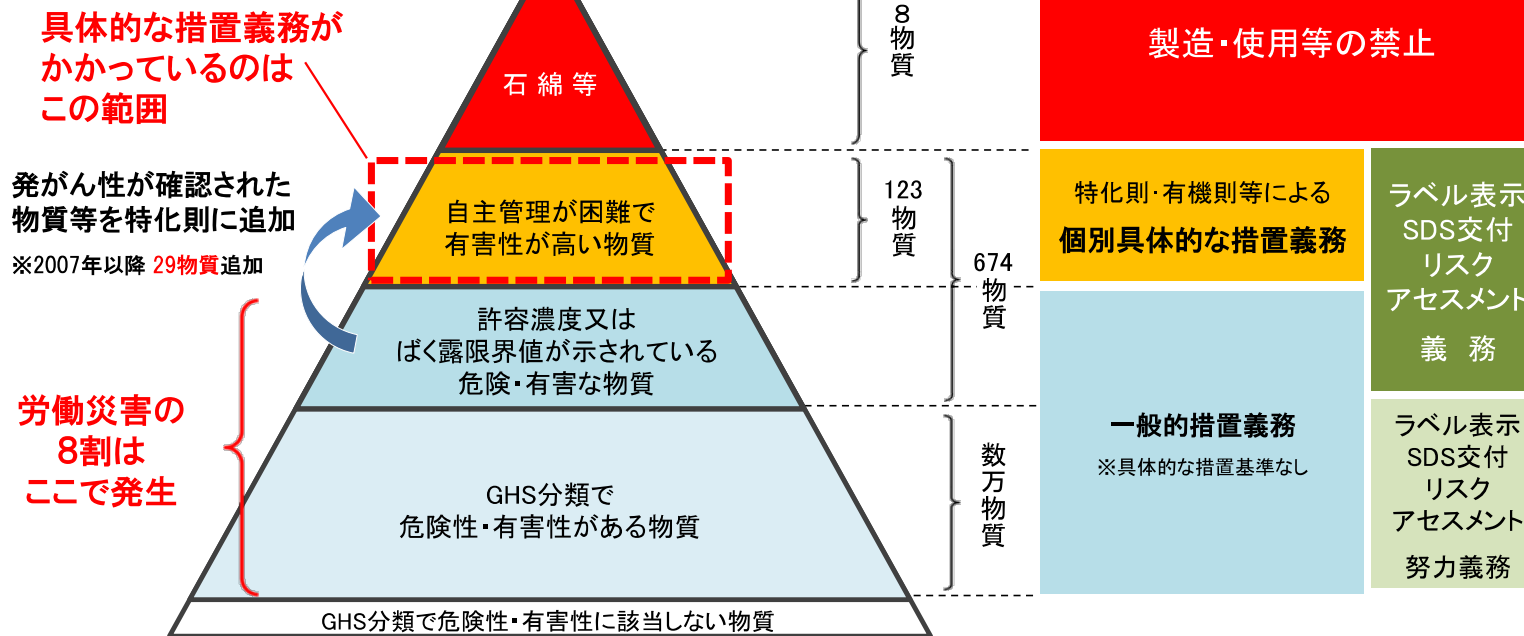
ばく露濃度を
なるべく低くする措置を講じる義務

4. 薬傷・皮膚吸収を防ぐための保護眼鏡、保護手袋等の使用

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、**国が定める管理基準の達成**を求め、**達成のための手段は限定しない**方式に大きく転換
- 特化則、有機則で規制されている物質(123物質)の管理は、**5年後を目途に**自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制(特化則、有機則等)は廃止することを想定

なぜ自律的管理への変更が進められているのか

現行の規制



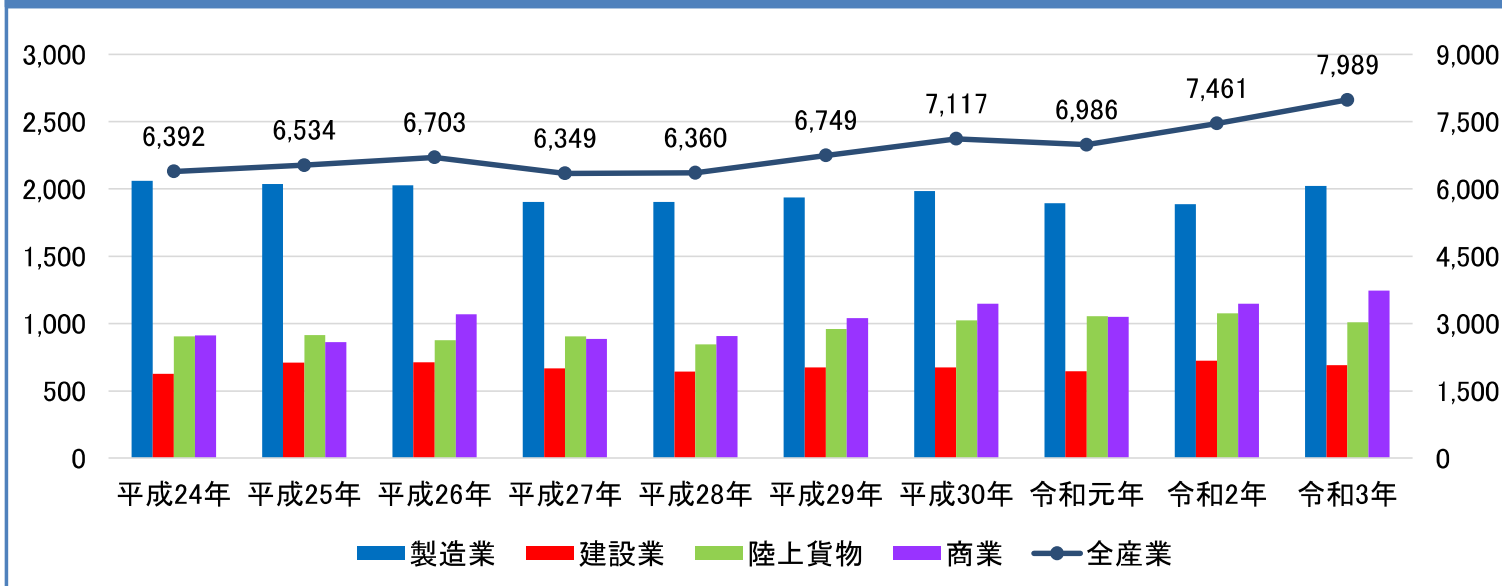
- 有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のない物質が原因
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して規制対象外の物質に変更 → 対策不十分により労働災害発生。(規制とのいたちごっこ)



Ⅱ 労働災害・業務上疾病の発生状況等

労働災害発生件数の推移

死傷災害の発生状況



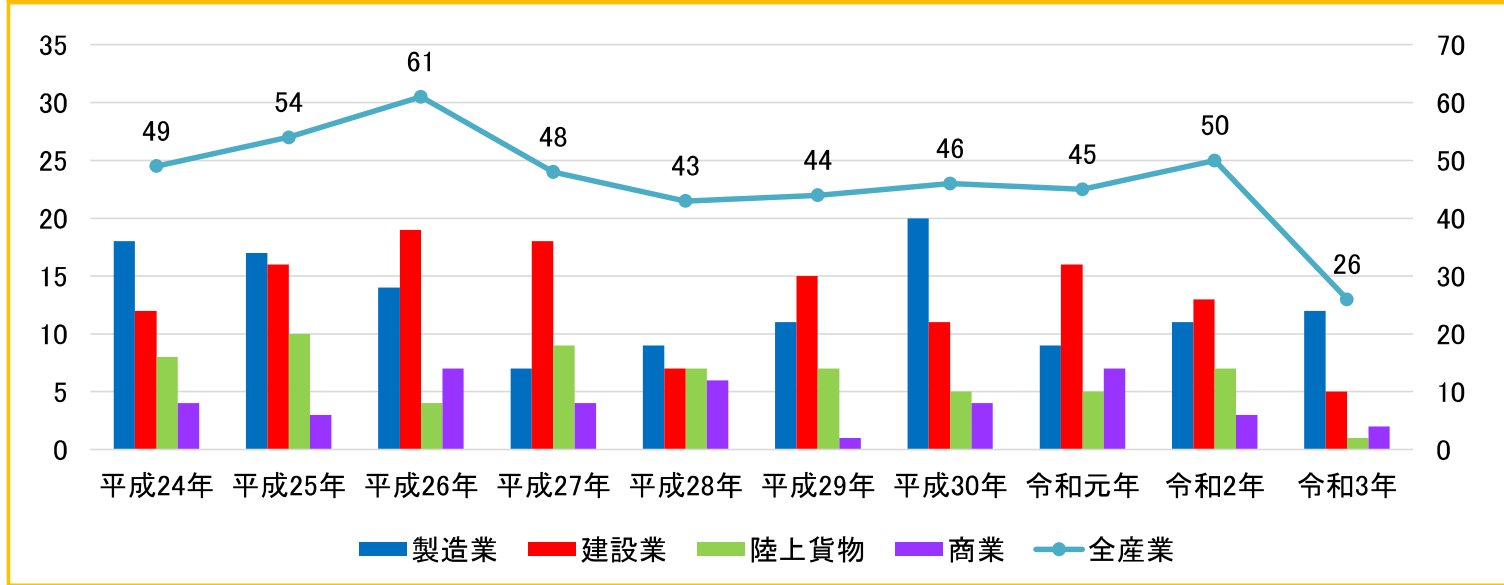
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,889	2,021
建設業	627	711	712	668	643	674	673	645	723	691
陸上貨物	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078	1,011
商業	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,145	1,245
全産業	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,461	7,989

単位：人

令和3年：過去10年間で最多

労働災害発生件数の推移

死亡災害の発生状況



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	18	17	14	7	9	11	20	9	11	12
建設業	12	16	19	18	7	15	11	16	13	5
陸上貨物	8	10	4	9	7	7	5	5	7	1
商業	4	3	7	4	6	1	4	7	3	2
全産業	49	54	61	48	43	44	46	45	50	26

単位：人

令和3年：過去10年間で最少

建設業死亡災害の概要(令和3年発生分)

発生	業種	事故の型	起因物	概要
1月	木造家屋 建築工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	2階建て家屋の屋根リフォーム作業中、高さ約7mの屋根上から地面に墜落した。墜落制止用器具の使用などの墜落防止措置は無かった。
3月	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	崩壊・倒壊	建築物・構 築物	空地となっていた土地を地盤改良のため掘削していたところ、過去の建築物のPHC杭の残置が判明したが、杭を自立させたまま掘削を継続した。被災者が、土留めの矢板を設置するため、杭の付近で小型ドラグショベルで掘削していたところ、長さ約4mの杭が倒壊し運転席に激突した。
7月	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	屋根設置工事で、高さ約5mの屋根上で屋根材端部の切断のため、マーキング作業をしていた際に墜落した。
10月	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	住宅の外壁塗装工事後に、足場解体のため屋根上でシート外し作業をしていた被災者が屋根端から墜落した。 傾斜のある屋根上で転倒し、そのまま転落したとみられる。
12月	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	工場建物解体工事現場でスレート屋根の解体作業中、屋根上(地上高約6m)から墜落した。 スレート屋根に開けた穴から廃材を地面に落とす作業をしている際に、誤って穴に落ちたとみられる。歩み板や防網等は設けられておらず、墜落制止用器具も使用していなかった。



Ⅲ リスクアセスメントと総合的な管理

■ 安全とは

※ 広義の「安全」には衛生を含みます

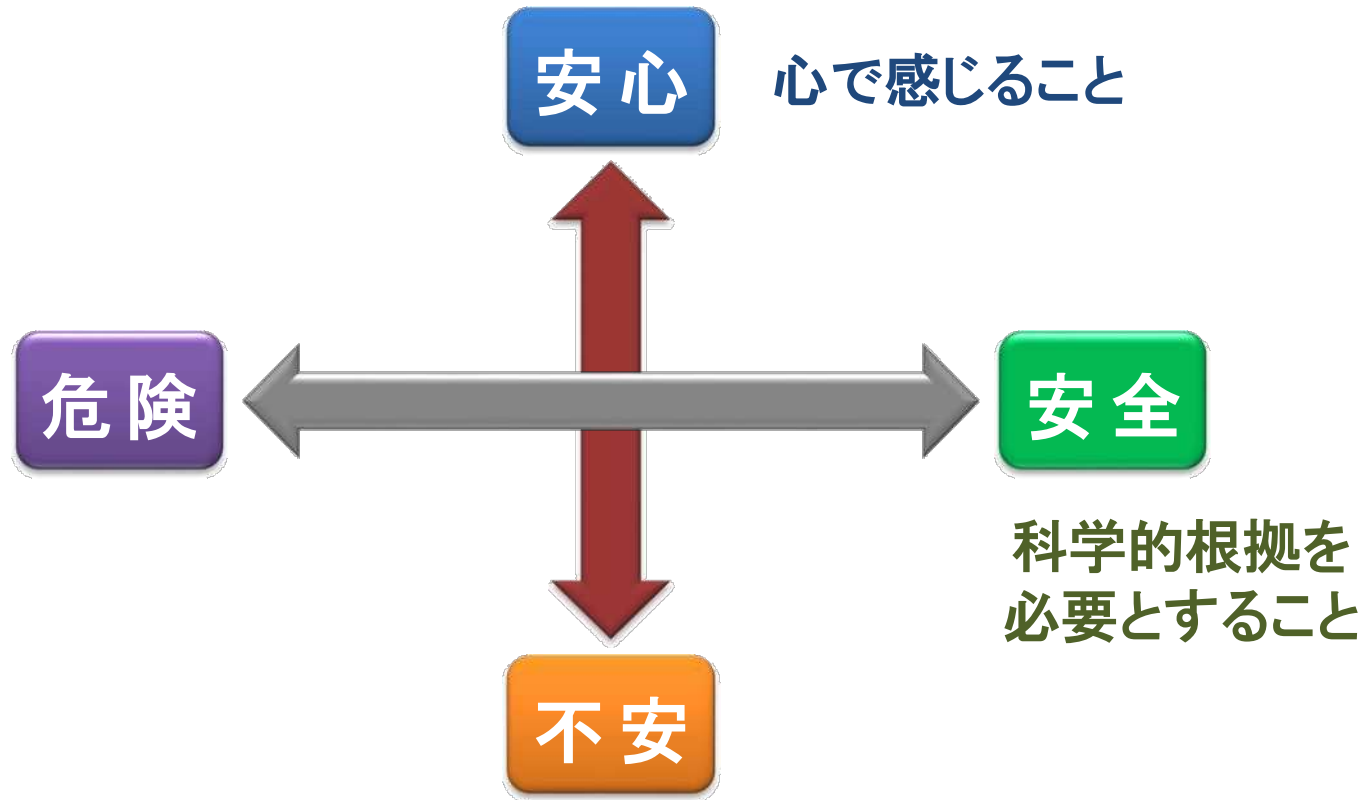
許容できないリスクがないこと

ISO/IECガイド51:2014

許容可能なリスクは含まれている

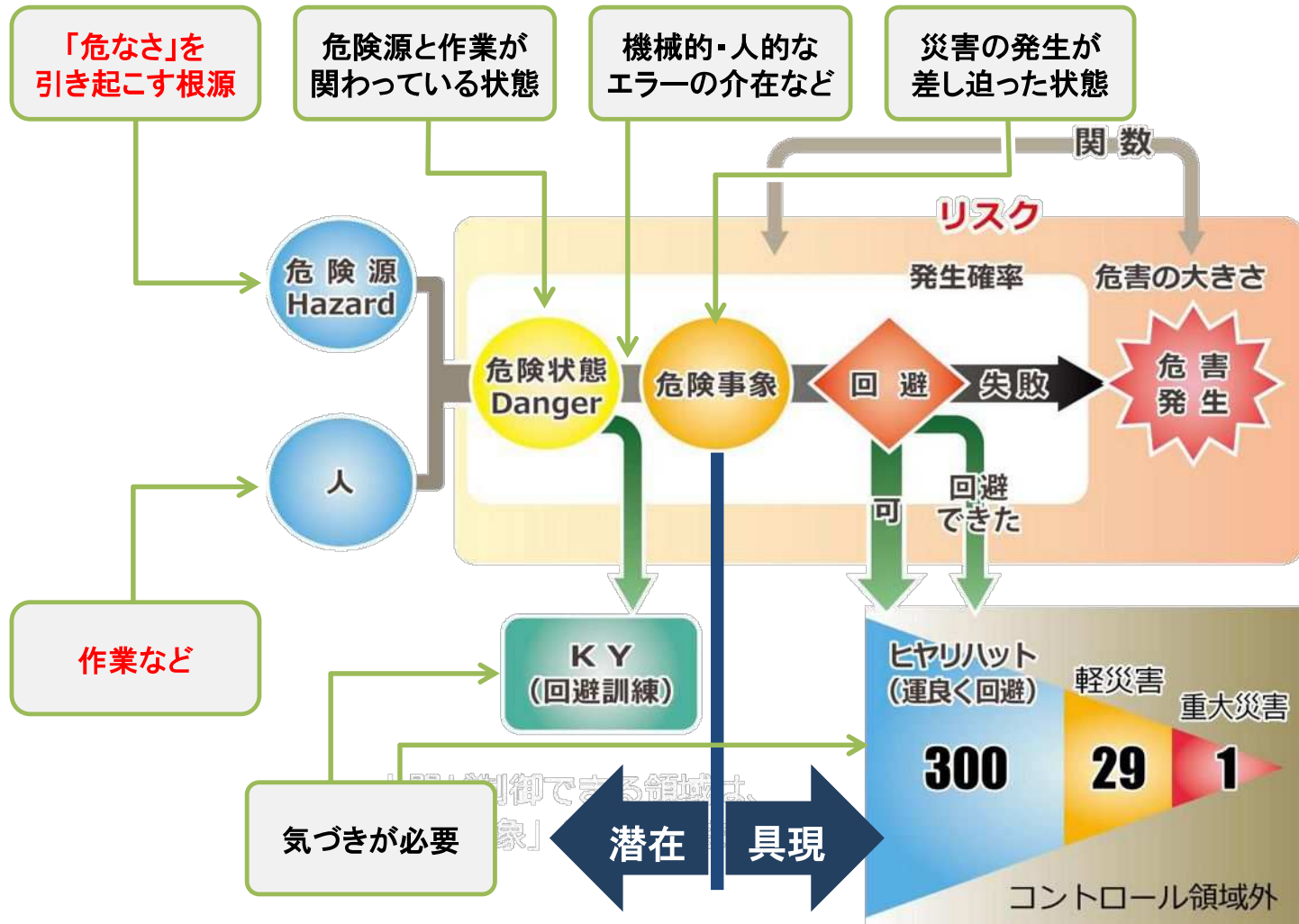
- ・リスクの概念の理解が不可欠
- ・安全はリスク経由で定義されている
- ・安全とは、災害の起きない状態を指していない

「安心」と「安全」

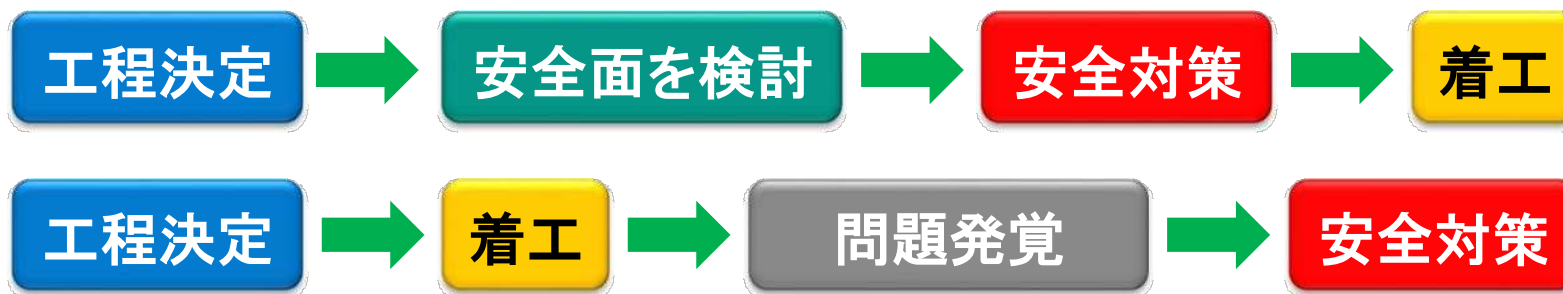


- 科学的根拠より感覚が先行しやすい
- 「安心」なら「安全」だと錯覚されやすい

災害発生のプロセス

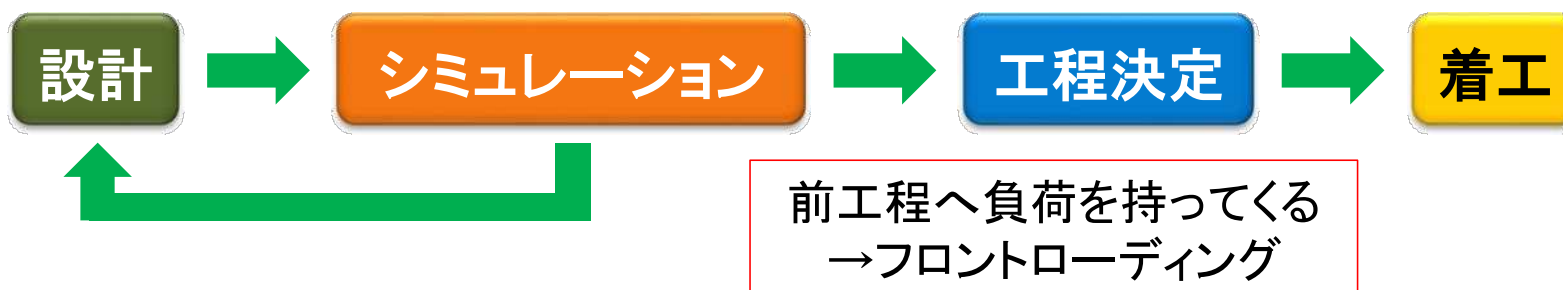


後付け対策は非効率



- 安全対策を施すことによって、当初決定した工程通りに進められなくなっていないか？
- 対策費は追加で必要になるが、本当に効果はあるのか？

→事前(工程が固まる前)に安全面なども含め検討したらもっと良い方法があったのではないか？



事前検討により複数のメリットがあった例



敷鉄板敷設用マグネットアタッチメント付きバックホウ

写真提供 西松建設

設置に必要な時間大幅短縮 → 生産性向上

玉掛け作業者が不要に → コスト削減・安全性向上

機械の導入・運用コスト → コスト増

ICT施工とリスクアセスメントの関わり

BIM/CIMデータ

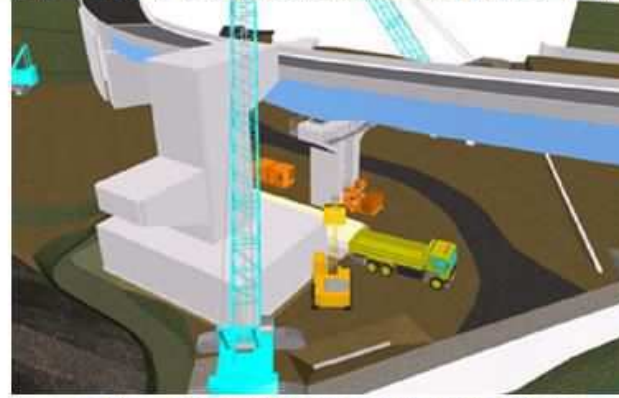
単体では3D設計図で終わってしまうが、そのデータを活用することで、実際の工事に入る前に様々なことを事前に把握できる。

■ 工事着手段階の活用事例【照査】



支持層への根入れを3次元的に確認

■ 工事着手段階の活用事例【施工計画】



重機、仮設材の配置を事前に確認

画像提供
中部地方整備局

設計段階で詳細なデジタルデータと各種シミュレーション等を行うことになるため、工程の前段階での負荷が大きくなる(=フロントローディング)が、施工開始前に問題点を修正できる可能性が高くなる。実際に現場で施工を開始してから問題点が明らかになった場合、工程が進んでいるほど修正には大きなコストを要する。

事前に作業を把握して、そこに存在するリスクを明らかにするという点で、安全に対して求められているリスクアセスメントと何ら変わることがない。



IV 労働局からのご案内

「安全経営」の提唱

第13次
労働災害防止
推進計画
(2018～2022年度)

・第14次労働災害防止推進計画に向け、「安全経営」へ。

 **安全経営あいち**
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

●重点

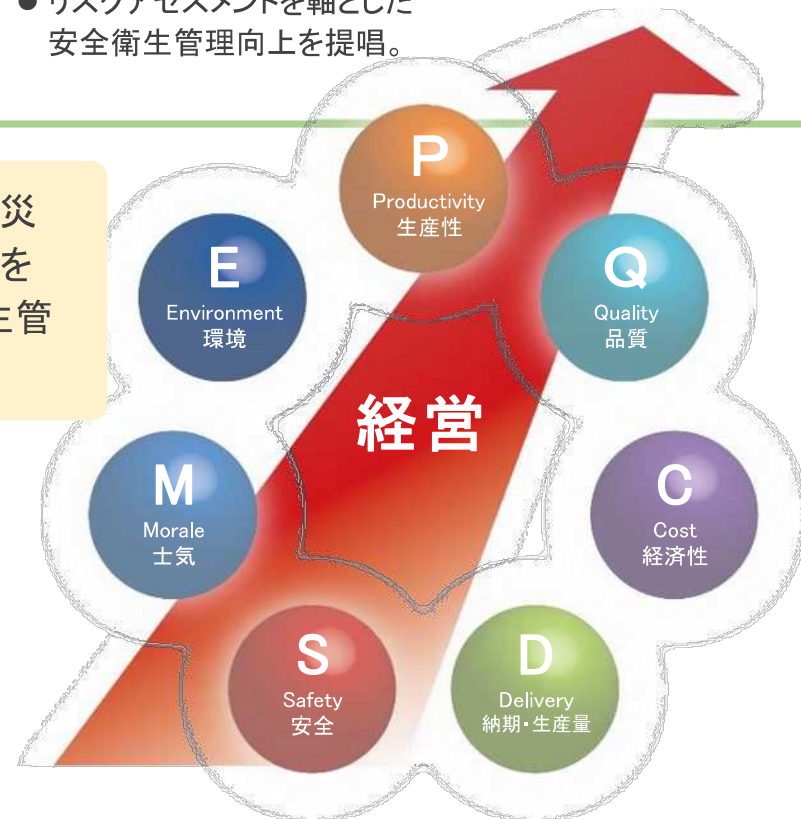


●キャッチフレーズ

危はたかむかおう

●リスクアセスメントを軸とした安全衛生管理向上を提唱。

事業運営と一体的に労働災害防止を図る「安全経営」を提唱し、成熟した安全衛生管理の定着を図る。



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止

「取組の5つのポイント」の推進

- 「取組の5つのポイント」をチェックの上、
 - 職場における感染防止対策の実践例
 - 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト等を活用した対策を労使で検討、実施するよう推奨。

「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」の運用

- 令和3年2月、愛知労働局労働基準部健康課内に相談コーナーを設置。
- 事業主と労働者からの相談に対応。



愛知労働局ホームページによる発信



- 職場における感染拡大防止の情報を提供。



適格請求書等保存方式 の概要

- インボイス制度の
理解のために —

令和5年10月1日

消費税の仕入税額控除の方式は
適格請求書等保存方式に



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

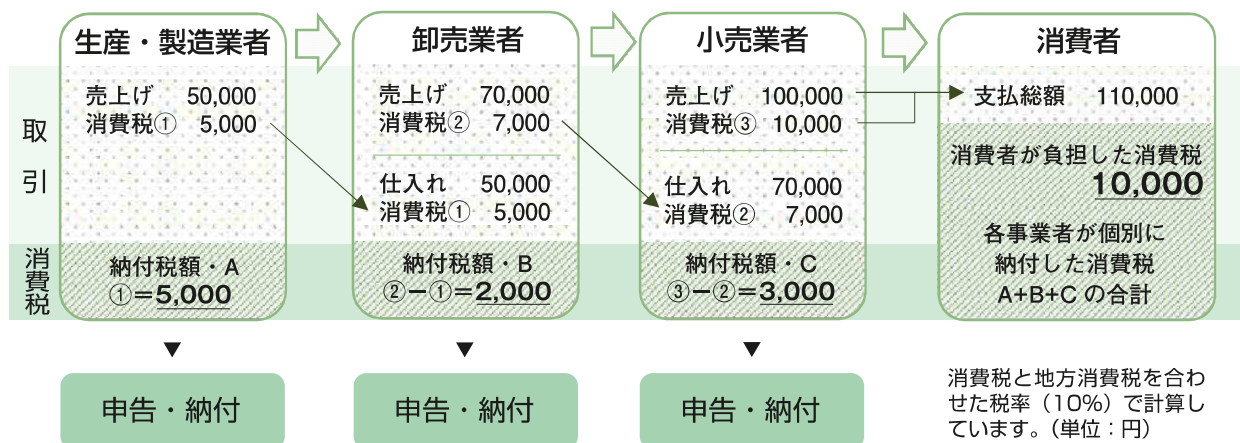
(令和4年7月)

消費税の基本的な仕組み

消費税とは

- > 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- > 最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ



- > 税率は、
標準税率 10%
軽減税率 8%
の**複数税率**です。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合計	10%	8%

⇒ 軽減税率制度については P3

用語

課税事業者と免税事業者

- その課税期間※1の基準期間※2の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります（「課税事業者」といいます。）。
- ※1 原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度 ※2 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度
- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告及び納付を行う必要はありません（「免税事業者」といいます。）。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

詳しくは…

消費税の一般的な事柄及び手続については、
「消費税のあらまし」
(国税庁ホームページ) 等
をご覧ください。

消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します※。

- 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です）。
 [参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)	
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様	
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存	ここが変わります

適格請求書等保存方式が開始されると…

詳しくは

- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます・・・P 5
- 適格請求書には、一定の事項を記載する必要があります・・・P 6
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます・・・P10
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります・・・P14
- 税額計算の方法が変わります・・・P16
- 登録を受けるためには、登録申請手続が必要です・・・P17
- 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで、公表事項を確認できます・・・P21

さらに詳しく

国税庁では、適格請求書等保存方式に関する Q&A (インボイス Q&A) を公表しています。
 詳しくは、インボイス制度特設サイト (P23) をご覧ください。

※ このパンフレットは令和4年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。

軽減税率制度

軽減税率は、以下の品目の譲渡を対象としています。

軽減税率の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

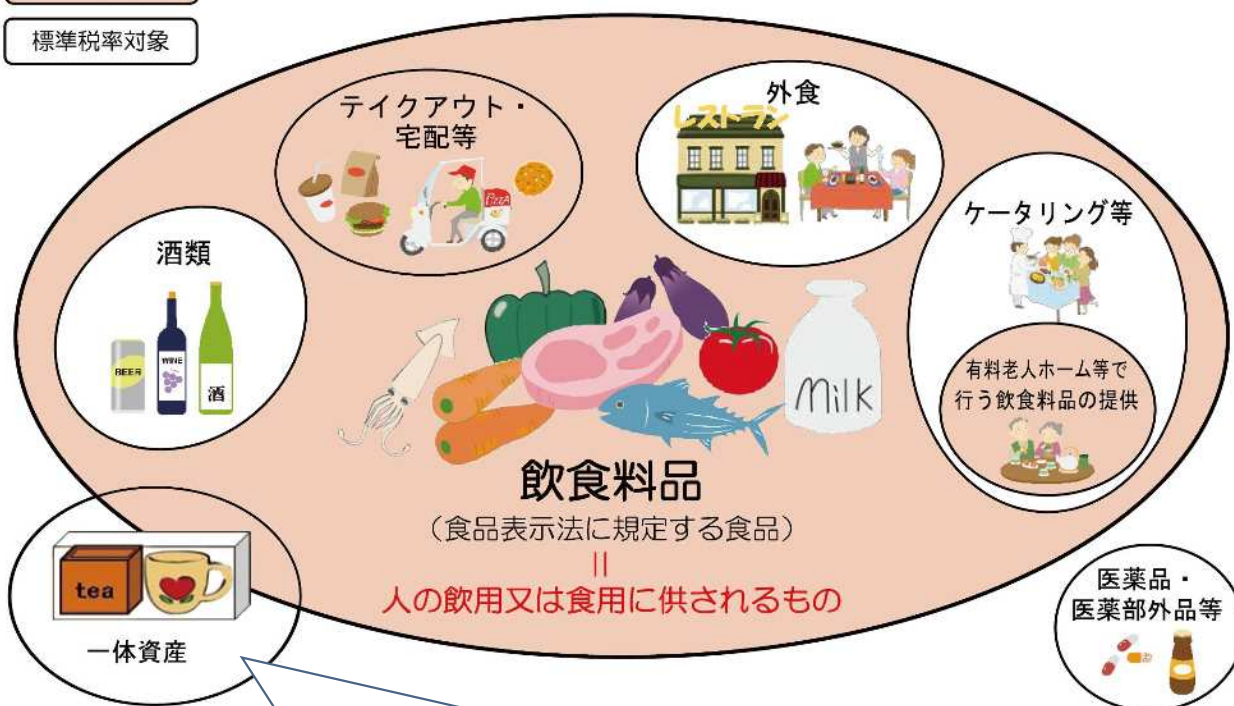
新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



「一体資産」とは、例えば紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。

「一体資産」のうち、**税抜価額が1万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が2/3以上**の場合、**全体が軽減税率の対象**となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

さらに
詳しく

軽減税率制度に関するより詳しい情報は、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
(パンフレットやQ&Aなどを掲載しています。)

区分記載請求書等保存方式

令和元年 10月1日
～令和5年9月30日

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

帳簿と区分記載請求書の記載事項

帳簿の記載事項	区分記載請求書の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※
	※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載を省略できます。

※ 区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

帳簿と区分記載請求書の記載例

請求書	
(株)〇〇御中	
XX年11月2日	
(XX年11月2日取引分)	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目 (株)△△	

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨

- ・ 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ・ 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳(仕入れ) (株)〇〇			
XX年	摘要	借方	貸方
月 日			
11 2	(株)△△ 雑貨	22,000	
11 2	(株)△△ 食料品 ※	21,600	
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

【請求書】

- これ以外に、例えば次のような方法があります。
- ・ 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
 - ・ 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。
- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

⇒ 仕入明細書等による対応についてはP7

開始時期

- > **令和5年10月1日**に開始されます。

適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。

⇒ 記載事項についてはP6

- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

⇒ 電磁的記録の提供についてはP7

- > 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。
- 課税事業者が、登録を受けることができます。

⇒ 登録申請手続についてはP17

- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

2

適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書の記載事項

> 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は 適用税率

スーパー○○

東京都…
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内 消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内 消費税額)		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。⇒「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理については P9

記載に当たっての留意点

Point

適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）

- 適格請求書は、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます（電子インボイス）。
- 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。
- 適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆる EDI 取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。

Point

仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書
※4月分※ ○年○月○日

●●(株) 御中
登録番号: 7123456... (株) △△
※取引先を一定期間内に選択しない場合は確認済みとします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
	2	日用品	10%	600
		食品※	8%	5,900
4		日用品	10%	30,000
合計		仕入金額		
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② <u>課税仕入れの相手方</u> の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

10月分 (10/1~10/31) 109,200円 (税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円
合計	109,200円 (消費税 9,200円)
10%対象	66,000円 (消費税 6,000円)
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)

登録番号 T 1234567890123

納品書

納品No.0011

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,180円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

※ 例えば、事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合、適格請求書の記載事項の一部 (課税資産の譲渡等の年月日以外の事項) が記載された契約書及び通帳又は銀行が発行した振込金受取書 (課税資産の譲渡等の年月日を示すもの) を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

Point

取引先コードによる記載

- 適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載が必要ですが、
 - ① 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有しており
 - ② 買手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合
 には、請求書等に取引先コードなどを記載することで「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載があるものとして取り扱われます。

請求書

××年11月30日
△△商事(株)

(株)〇〇御中
11月分 131,200円

取引先コード C016

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
∴	∴	∴
合計	120,000円 消費税 11,200円	
8%対象	40,000円 消費税 3,200円	
10%対象	80,000円 消費税 8,000円	

* 軽減税率対象

登録番号を取引先コード表で別途共有している場合、登録番号の記載があるものとして取り扱う

- 適格請求書等保存方式においては、適格請求書に記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して、10%又は8%（税込の場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。
- したがって、適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①③】。
 - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
 - ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合】

【例①：認められる例】

請求書					
〇〇(株) 御中			〇年11月30日		
			(株)△△		
請求金額(税込) 60,197円			(T123…)		
※は軽減税率対象					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

【例②：認められない例】

左記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

※ 上記の消費税額は、税抜金額を基に税率ごとに計算した金額に端数処理を行った結果です。このように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

【記載例：税込金額を基に消費税額を計算する場合】

【例③：認められる例】

請求書						
〇〇(株) 御中			〇年11月30日			
			(株)△△			
請求金額(税込) 60,195円			(T123…)			
※は軽減税率対象						
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	14,969
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254
11/15	花	57	77	4,389	438	4,827
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計(内税)					29,223	端数処理 → 2,164
10%対象税込計(内税)					30,972	端数処理 → 2,815

左記のように税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10/110又は8/108を乗じて得た金額に端数処理を行います。

なお、税込金額を算出するために、個々の商品ごとの消費税額を計算し、その消費税額に係る端数処理を行うことは、値決めのための参考であり、この端数処理に関しては事業者の任意です（適格請求書の記載事項としての消費税額の端数処理ではありません。）。

また、上記【例②：認められない例】（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）と同様に、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

3

売手の留意点 (適格請求書発行事業者の義務等)

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

○ 適格請求書の交付

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する

○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する

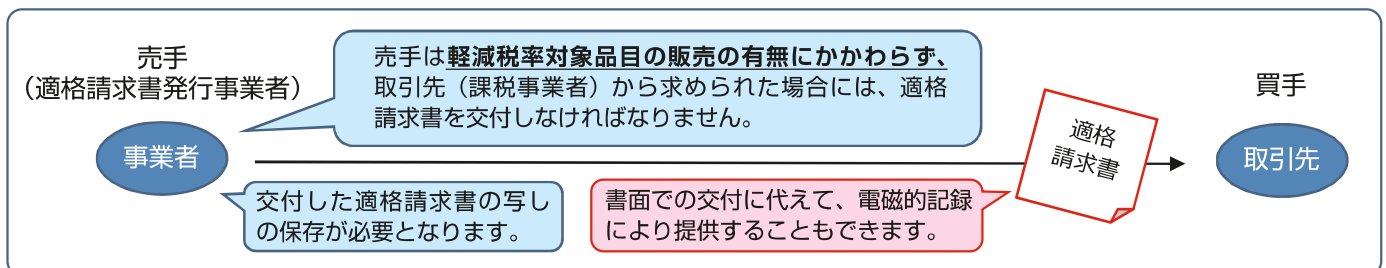
○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する

○ 写しの保存

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



Point

適格返還請求書の記載事項等

- 売上げに係る対価の返還等を行う場合に交付する適格返還請求書の記載事項等は、以下のとおりです。

販売奨励金支払明細書

XX年12月5日 (株)〇〇御中

△△商事(株) 登録番号 T 012345...

販売奨励金支払額 13,160円

日付	品名	奨励金金額
11/1	野菜 *	540円
11/1	日本酒	1,100円
...
合計	13,160円	内消費税 1,160円
8%対象	2,160円	内消費税 160円
10%対象	11,000円	内消費税 1,000円

*軽減税率対象

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※ 両方記載することも可能です。

適格返還請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日
- ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日*
- ④ 対価の返還等の取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額 (税抜き又は税込み)
- ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

* ③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

Point

前月の売上値引きを差し引いて請求する場合

- 例えば、前月の売上げに係る値引きについて、当月の売上げから差し引いて相手方に請求する場合、前月の売上げに係る適格返還請求書と当月の売上げに係る適格請求書を交付する必要があります。
- この場合、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の請求書で交付することも可能です。

【例：1枚の請求書で交付する場合】

請求書

(株)〇〇御中 XX年12月15日

11月分 98,300円 (税込)
(11/1~11/30)

日付	品名	金額
11/1	リンゴジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	リンゴジュース ※	2,160円
...
合計	109,200円 (消費税9,200円)	
10%対象	66,000円 (消費税6,000円)	
8%対象	43,200円 (消費税3,200円)	
値引き額		
10/12	リンゴジュース ※	1,080円
...
合計	10,900円 (消費税900円)	
10%対象	5,500円 (消費税500円)	
8%対象	5,400円 (消費税400円)	
請求金額	98,300円	

※は軽減税率対象商品

△△商事(株) 登録番号 T1234567890123

「当月の売上代金から前月の売上値引き代金を控除した金額」及び「その控除した金額に基づき計算した消費税額等」を税率ごとに請求書に記載することも可能です (取引先ごとの継続適用が必要となります)。

Point 修正した適格請求書の記載例

- 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書（適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。）に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があります。

修正した適格請求書の交付方法は、

- ① 修正点を含め全ての事項を記載した書類を改めて交付する。
- ② （当初に交付した適格請求書との関連性を明らかにした上で）修正した箇所のみを明示した書類を交付する。

といった方法などが考えられます。

【例】

請求書<<4月分>>

○年○月○日

●●(株)御中

(株)△△

登録番号：T123...

月	日	商品	売上金額 (税抜)	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
∴	∴	∴		∴
合計		売上金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		100,000円	10,000円	

※は軽減税率対象

正しくは、売上金額110,000円
消費税額 11,000円

➡

<<修正事項の通知>>

○年○月×日

●●(株)御中

(株)△△

○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

関連性を明記

正			
合計	売上金額	消費税額等	
10%対象	110,000円	11,000円	
誤			
合計	売上金額	消費税額等	
10%対象	100,000円	10,000円	

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

修正箇所

Point 交付した適格請求書の写し等の保存

- 交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
- 交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差し支えありません。
- 自己の業務システム等で作成した適格請求書に係る電磁的記録を出力し、書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能です。
- 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能です。
- ※ 適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

詳しくは…

電磁的記録の保存については、
「インボイス Q&A」
(国税庁ホームページ)をご覧ください。

交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

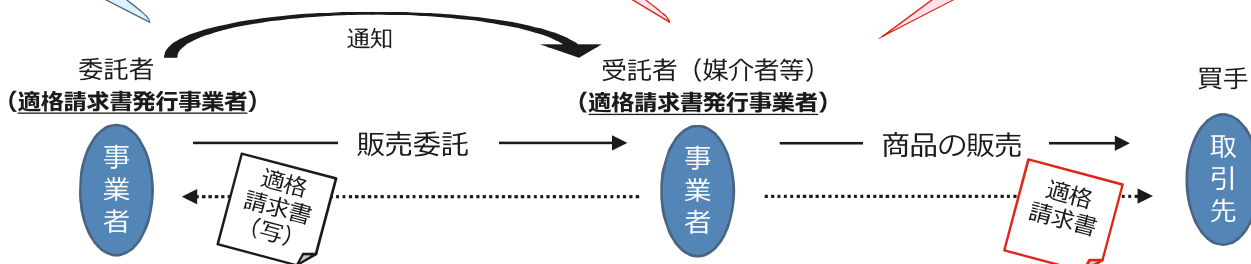
業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

【例：委託販売】

受託者に対し、適格請求書発行事業者である旨の通知をする必要があります。

適格請求書の「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付できます。



※ 委託者及び受託者の双方において適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

詳しくは…

具体的な対応方法等については、「インボイス Q&A」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

【参考】 売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

交付義務の免除

> 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

4

買手の留意点 (仕入税額控除の要件)

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- > 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

○ 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。

○ ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

⇒ 課税仕入れに係る経過措置については P16

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)	
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様	
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (インボイス) 等の保存	ここが変わります

保存が必要となる請求書等の範囲

- > 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(課税仕入れの相手方(売手)において課税資産の譲渡等に該当するもので、適格請求書の記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方(売手)の確認を受けたものに限りです。)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類 (P13「交付義務の免除」②③の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

詳しくは…

電磁的記録の保存については、
「インボイス Q&A」
(国税庁ホームページ) をご覧ください。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP13「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

Point その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

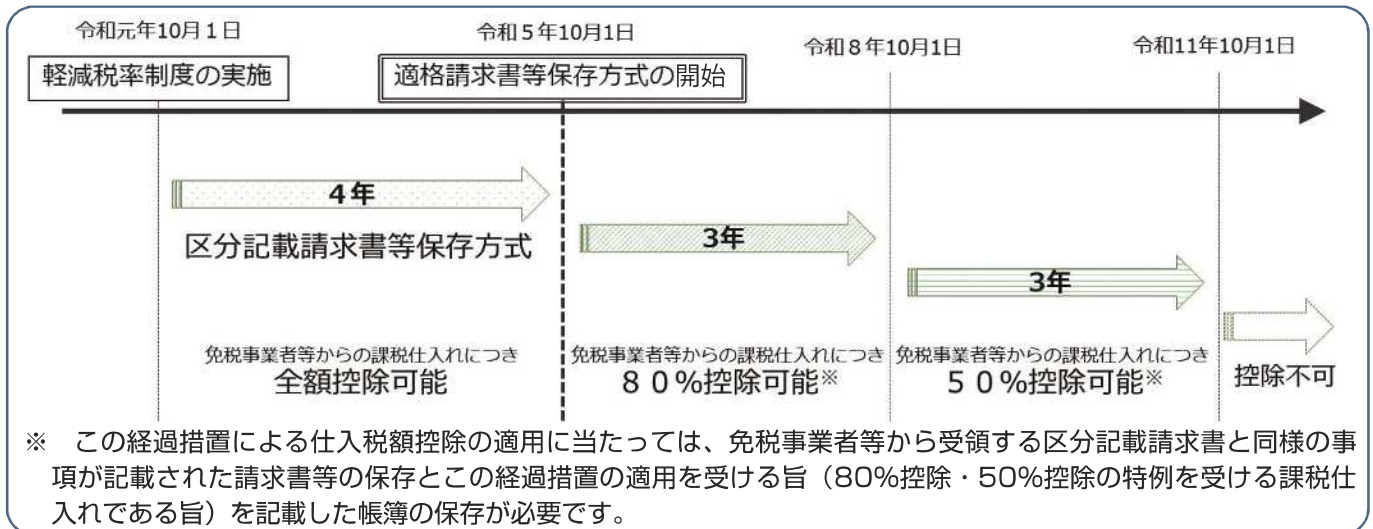
- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後は、これらの規定は廃止されます。
- 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の開始後は、このような追記をすることはできません。

Point 簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはなりません。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



5 税額計算の方法等

税額計算の方法

- > 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

仕入税額は
いずれか選択可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】※（原則）

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

6

適格請求書発行事業者の登録申請手続

適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には

- > 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

⇒ 免税事業者の登録申請手続についてはP19

- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

- ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
法人番号を有する課税事業者は、T+法人番号
上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T+13桁の数字
- ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
- ③ 公表事項は、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。

⇒ 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認できる事項についてはP21

《登録申請手続は、e-Taxで!!》

- e-Taxソフトのほか、「e-Taxソフト (WEB版)」(パソコンで利用可能) 又は「e-Taxソフト (SP版)」(スマートフォンで利用可能) を利用して登録申請手続を行うことができます。
- 「e-Taxソフト (WEB版)」又は「e-Taxソフト (SP版)」を利用すると、画面案内に従い入力する(問答形式) ことにより、入力に必要な項目に漏れのない登録申請データを作成・送信することができます。

(注) e-Taxを利用した登録申請手続には、**電子証明書(マイナンバーカード等)**が必要となりますので、事前にご準備をお願いします。

詳しくは…

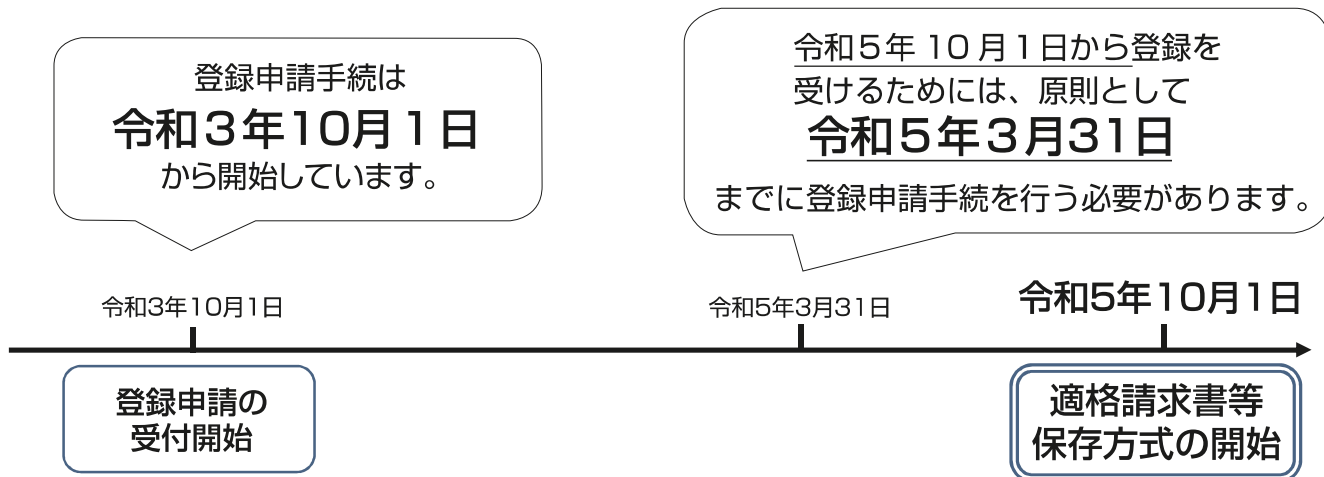
e-Taxによる申請方法等については、「インボイス制度特設サイト」(P23)をご覧ください。

Point

登録通知の受領も e-Tax で

- e-Taxで登録申請する際に、「登録通知書の電子通知」に同意することで、登録通知をデータで受け取ることができ、データで受け取った場合、以下のメリットがあります。
 - 1 書面通知より、登録通知を早く受け取ることができる(郵送によるタイムラグがない)。
 - 2 登録通知の紛失リスクがない。
 - 3 取引先への連絡が便利(メールに登録通知のデータを添付して、メールでの送信が可能)。

登録申請のスケジュール



Point

適格請求書発行事業者になると

- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となっても、登録の効力が失われぬ限り、申告が必要です。
- 適格請求書の記載事項には、登録番号が含まれますので、現在使用している請求書等の様式の改定や、取引先への登録番号の通知など、事業実態に応じて準備を行う必要があります。
- 公表事項に変更が生じた場合や、登録を失効させる以下のような場合には、一定の手続が必要です。（これらの手続の際は、e-Taxをご利用ください。）

手続が必要な場合	提出する届出書
次の事項に変更があった場合 ・ 氏名又は名称 ・ (法人のみ) 本店又は主たる事務所の所在地	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表 (変更) 申出書に記載した公表事項に変更があった場合	適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録の取消しを求める場合※1	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書※2
事業を廃止した場合	事業廃止届出書
法人が合併により消滅した場合	合併による法人の消滅届出書
個人事業者が死亡した場合※1	適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年10月1日以降提出することができます。

※2 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、免税事業者に戻るためには「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出も必要となります。

(注) 次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者と必要な連絡がとれないときをいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていない場合
- ⑤ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- ⑥ 登録申請手続において虚偽の内容を記載し、登録を受けた場合

7

免税事業者の登録申請手続等

免税事業者の登録申請手続

- > 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。

- 登録を受けるために登録申請手続を行います。
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

Point 登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。 ⇒ 適格請求書発行事業者の義務等についてはP10
- 上記経過措置の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。適格請求書発行事業者の登録を受けない場合、適格請求書を交付できません。また、取引の相手方が消費者、免税事業者や簡易課税制度を選択している課税事業者である場合など、取引先が適格請求書を必要としない場合もあります。なお、取引の相手方は、経過措置により一定の期間は、仕入税額の一部が控除できます。
⇒ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置についてはP16

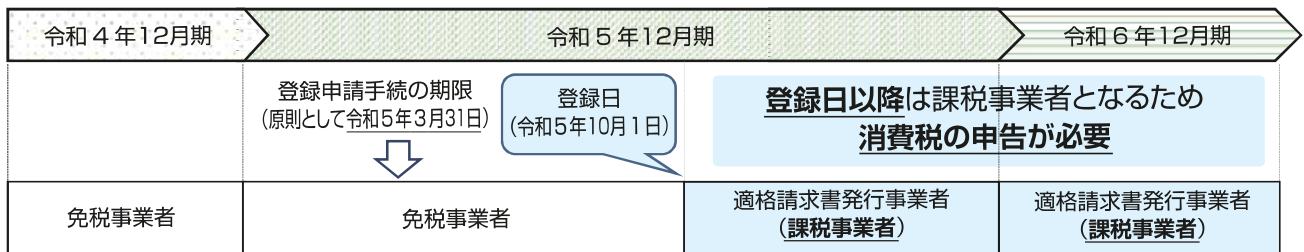
Point

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。
- ただし、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合（P19）、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。
 - ※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります。）。

【例】 免税事業者である個人事業者や12月決算の法人※が、令和5年10月1日から登録を受けるとき

※ 令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者



消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限
(令和5年12月31日)
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

《参考》 簡易課税制度による消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

$$\text{課税売上げに係る消費税額※} \times \text{みなし仕入率}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

簡易課税制度では、課税仕入れ等に係る消費税額は課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、 鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、 第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食 店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

詳しくは…

簡易課税制度のしくみや手続については、「消費税のあらまし」（国税庁ホームページ）等をご覧ください。

8

国税庁適格請求書発行事業者公表サイト

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの概要

> このサイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

【確認できる事項】

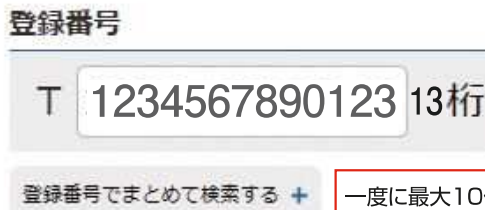
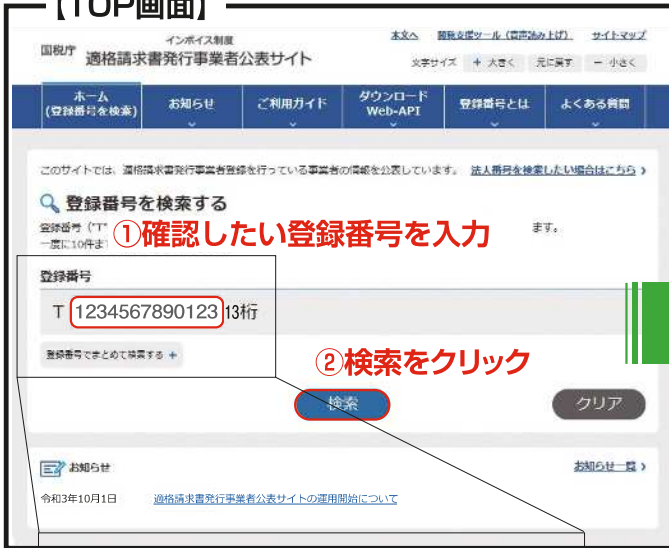
- ①氏名又は名称（※） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号
- ④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日

※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要

上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能

- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
- ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

【TOP画面】



【検索結果画面】



< 個人事業者の皆さまへ >

屋号を公表することで、インボイス（請求書やレシート）に記載した登録番号を取引先が公表サイトで確認する際に、それがあなたのお店の登録番号なのかを確認しやすくなります。



Point

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの機能等について

- このサイトでは、「登録番号」から検索できる機能のほか、
 - ・「Web-API」によるシステム連携を可能とする機能
 - ・適格請求書発行事業者のデータを一定の形式でダウンロードできる機能
 があり、こうした機能を活用することで、業務の効率化を図ることも可能です。



事前準備の基本項目チェックシート

- > 以下のチェックシートは、適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

- 売上先が適格請求書を必要とするか検討しましょう**
 - ・消費者、免税事業者又は簡易課税制度を選択している課税事業者である売上先は、適格請求書を必要としません。
- 登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう**
 - ・登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、事務負担の軽減を図ることができます。）（⇒P19参照）。
 - ・登録を受けない場合、適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます（この期間の終了後は仕入税額控除ができなくなります。）（⇒P16参照）。
- 登録を受ける場合は、登録申請手続きをしましょう（⇒P17～参照）**

登録を受ける場合の売手としての事前準備

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**
 - ・雑収入等も含め、売上先が事業者である取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認しましょう。
 - ・適格請求書は、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
 - ・都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せば適格請求書となるか検討しましょう**
 - ・適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります（⇒P6参照）。
 - ・消費税額に1円未満の端数が生じた場合、端数処理のルールがあります（⇒P9参照）。
 - ・相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です（⇒P8参照）。
 - ・売上先が作成する「仕入明細書」などにより支払を受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、改めて売上先への適格請求書の交付は不要です（⇒P7参照）。
 - ・何を適格請求書にするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討しましょう。
- 登録を受けた旨（登録番号）、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有しましょう**
- 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう**
 - ・写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
 - ・売上税額の計算方法は、割戻し計算と積上げ計算があります（⇒P16参照）。
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう**
 - ・それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

登録を受ける場合の買手としての事前準備

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう**
 - ・簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要です（この場合、以下の項目は検討不要）。
- 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討しましょう**
 - ・継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - ・3万円未満の公共交通機関による取引など適格請求書の保存が不要となる特例もあります（⇒P15参照）。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう**
 - ・仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
 - ・何が適格請求書となるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
 - ・必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう**
 - ・請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
 - ・免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です（⇒P16参照）。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう**
 - ・仕入税額の計算方法は、積上げ計算と割戻し計算があります（⇒P16参照）。
 - ・適格請求書の保存が不要となる特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。

※ ご自身が免税事業者である場合や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、次のページ（参考2）の「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」をご確認ください。

インボイス制度特設サイト

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

また、国税当局において、インボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（オンライン説明会）を実施しています。

全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

特設サイト



(参考1) 各種補助金のお知らせ

インボイス制度への対応などに係る補助金として、以下の補助金があります。

- IT導入補助金
 - 会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助金です。
- 小規模事業者持続化補助金
 - 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合の環境変化への対応を支援する目的で、インボイス枠（特別枠）が設けられています。
 - それぞれの補助金について、詳しくはリーフレット及び事務局ホームページをご参照ください。

IT導入補助金
リーフレット



IT導入補助金
事務局ホームページ



小規模事業者
持続化補助金
リーフレット



(商工会地区)※
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



(商工会議所地区)
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



※ 「商工会地区」については、お問合せ先は所在地によって異なるため、上記事務局ホームページをご参照ください。

(参考2) 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

ご自身が免税事業者である場合や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について、関係省庁連名でQ&Aが公表されています。

例えば、インボイス制度を契機とした取引条件の見直しについて独占禁止法などで問題となる行為、免税事業者であり続けた場合の取引への影響、課税事業者となった場合に必要となることなどについて解説されていますので、ご参照ください。

公正取引委員会
ホームページ



適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

- **税務相談チャットボット（インボイス制度）**
ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。
- **軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）**
専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

チャットボットの
ご利用はこちらから



税務職員ふたば

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。